

適用日（変更日）：令和8年4月1日

通勤手当
(1か月)

株式会社 伊豆の里

区 分	支 給 額
①自転車や自動車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道45km以上55km未満である場合 28,000円を限度に支給 非課税⇒28,000円 課税⇒0円
	通勤距離が片道35km以上45km未満である場合 28,000円を限度に支給 非課税⇒25,900円 課税⇒2,100円
	通勤距離が片道25km以上35km未満である場合、 28,000円を限度に支給 非課税⇒19,700円 課税⇒8,300円
	通勤距離が片道15km以上25km未満である場合 23,000円を限度に支給 非課税⇒13,500円 課税⇒9,500円
	通勤距離が片道10km以上15km未満である場合 15,000円を限度に支給 非課税⇒7,300円 課税⇒7,700円
	通勤距離が片道2km以上10km未満である場合 11,500円を限度に支給 非課税⇒4,200円 課税⇒7,300円
	通勤距離が片道2km未満である場合 4,000円を支給 全額課税
②交通機関(電車、バスなど)を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1ヶ月当たりの合理的な運賃等の額(最高限度支給額28,000円)

(注1)「合理的な運賃等の額」とは、通勤のための運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃又は料金の額をいいます。

(注2)パートタイム労働者の通勤手当は、上記表に準じて支給します。上記支給額を1か月21.66日で除した金額を1日の通勤手当の限度額として支給します。

